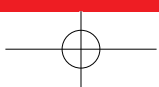
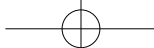


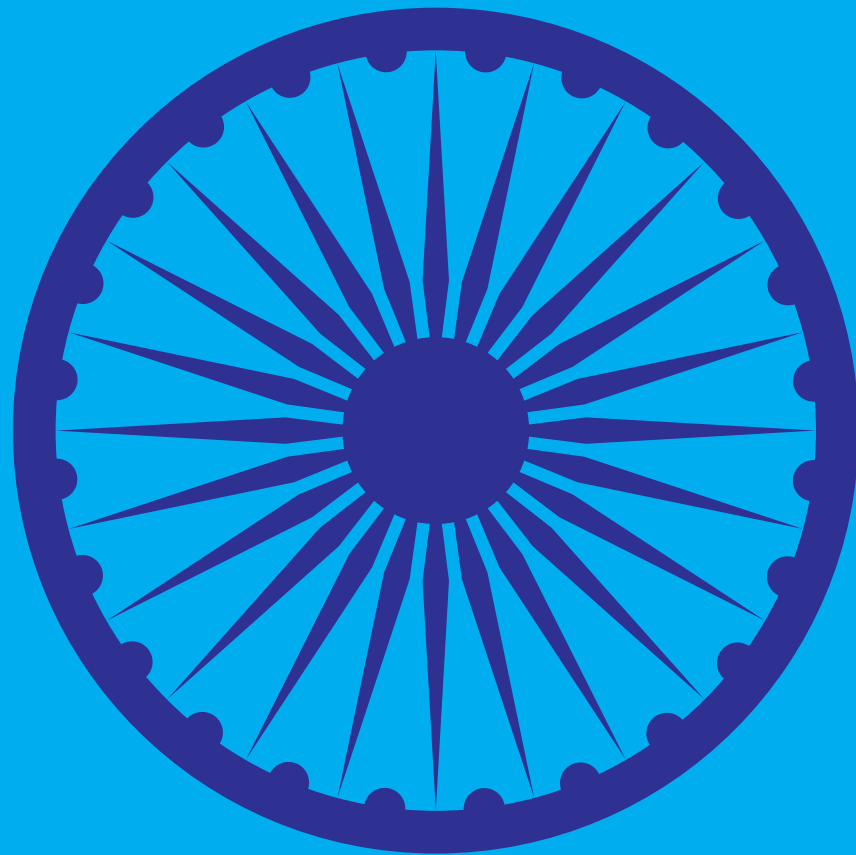


MAKE IN INDIA

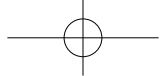
メイク・イン・インディア







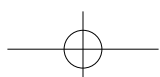
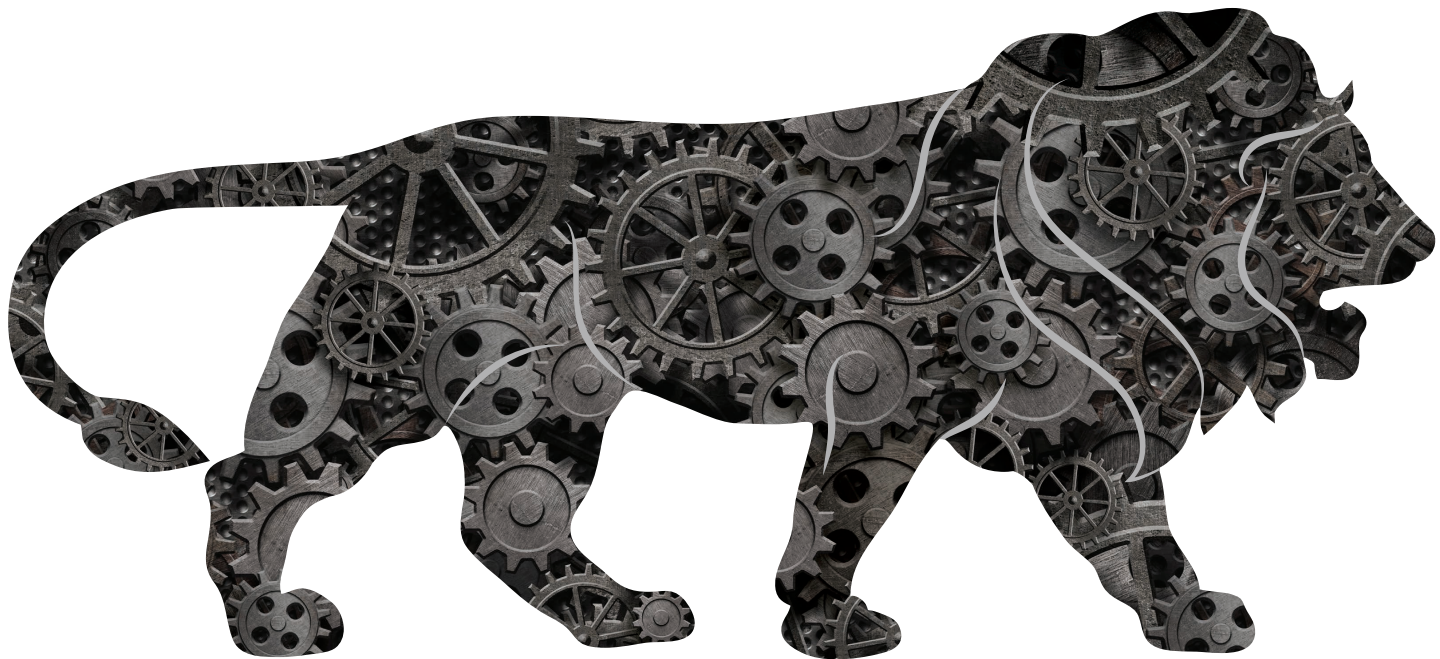
農業から自動車まで
ハードウェアからソフトウェアまで
衛星から潜水艦まで
テレビから映画まで
橋からバイオテクノロジーまで
ペーパークリップから発電所まで
道路から都市まで
友情からパートナーシップまで
利益から進歩まで
あなたが望むものはすべて、
インドで作ってください。



सत्यमेव जयते

「アショカ・チャクラ」は
インドの国章の中心的要素であり、
また国旗の中心にもあしらわれています。
この輪が象徴する平和的進歩とダイナミズムは、
インドの啓示に満ちた過去から受け継がれ、
インドを躍動する将来に向かわせる
力となっています。

太古の昔からインドの国章として
用いられているライオンは、
力、勇気、粘り強さと智恵という、
古代から今日まで受け継がれている
インド的価値観を表しています。



CONTENTS

分野

自動車部品
自動車
航空
バイオテクノロジー
化学
建設
防衛製造
電気機械
電子システム設計・製造
食品加工
IT およびビジネスプロセスマネージメント (BPM)
皮革
メディア・娯楽
鉱業
石油&ガス
製薬
港湾
鉄道
道路・高速道路
再生可能エネルギー
宇宙
繊維
火力発電
観光・ホスピタリティ
健康

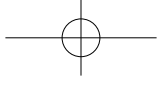
新しい優遇措置

進行中のプロジェクト

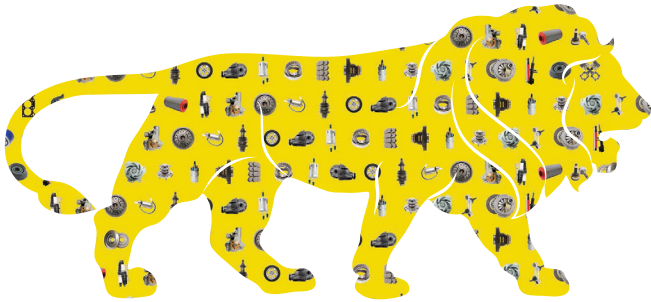
産業大動脈

政策に関する資料

F D I 政策
国家製造業政策
知的財産に関するファクトシート



自動車部品

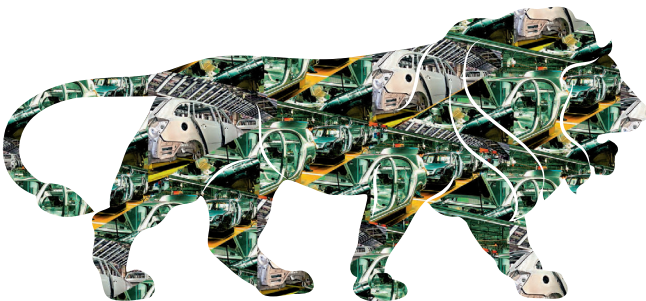


**ビジネスの
発火点がここに**
インドは世界有数の自動車部品生産国にして、
五大鉄鋼生産国のひとつ。

2015 年までには世界第二位の鉄鋼生産国になる見込み。
2012 年度の鉄鋼総取引高は 397 億ドル。
2008—13 年に、輸出が 17 パーセント成長した。
2012 年度の輸出額は 97 億ドル。

For more info visit <http://dhi.nic.in/> (Department of Heavy Industries, Ministry of Heavy Industries & Public Enterprises)

自動車



**シートベルトを
締めよ**

インドは 2015 年までに
世界第 4 位の自動車市場となる。

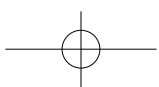
2013 年度の生産台数は、215 万台

国内に 4 つの大型自動車生産拠点

インド GDP の 7 パーセントに貢献

2020 年までには、年間売上台数が 600 万を超える

For more info visit <http://dhi.nic.in/> (Department of Heavy Industries, Ministry of Heavy Industries & Public Enterprises)



航空





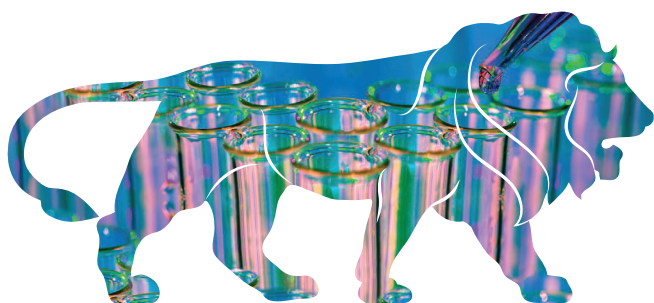
高みを目指して

旅客数は 1 億 6300 万人。
 世界で最も急速に成長している航空市場。

世界第 9 位の民間航空市場
 2013 年度の旅客数は 1 億 6300 万人
 2017 年までには国際旅客数が 6000 万人に達する
 インドと 40 以上の国を国際便で接続する 85 の国際線
 2020 年までには世界第 3 位の航空市場となる
 2020 年までには航空機台数が 800 に達する

For more info visit <http://civilaviation.gov.in/> (Ministry of Civil Aviation)

バイオテクノロジー





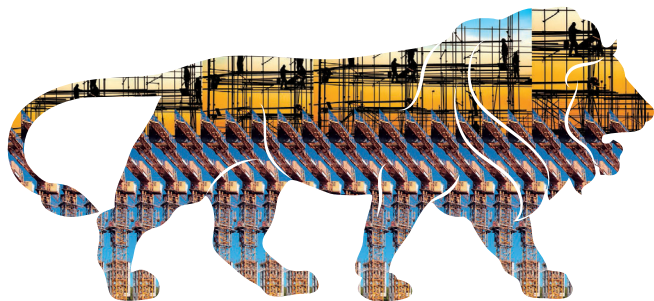
健康と利益の追求

2013 年の収益は 38 億 1000 万ドル。
 インドのバイオテクノロジー分野は健康と利益を提供する。

アジア太平洋地域において第 3 位のバイオテクノロジー産業
 USFDA 認可工場数は世界第二位
 2012-17 年に 37 億ドルがバイオテクノロジーに投資される予定
 組み換え沈降 B 型肝炎ワクチンの世界第 1 位生産国
 2013 年度末のバイオテクノロジー分野の経済活動規模は 43 億ドル
 2025 年度までには産業規模が 1000 億ドルに達する

For more info visit <http://bitindia.nic.in/> (Department of Biotechnology, Ministry of Science & Technology, Government of India)

建設



新たな都市を生み出す

100 か所の新規スマート
シティを建設予定。
インドには将来型都市開発の
青写真がある。

2017年末までに1兆ドル
が投資される見込み

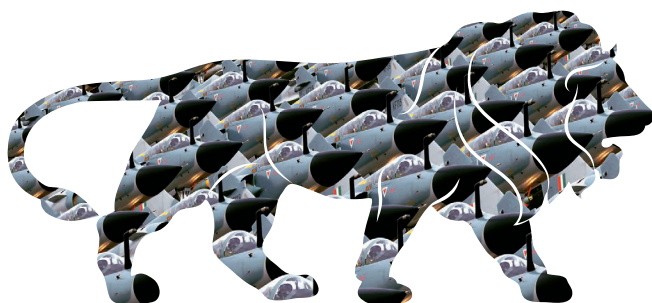
タウンシップ・都市開発に
関しては、100パーセントの
FDIを自動承認ルートで許可

今後20年間に
6500億ドルの
投資が必要

インドのGDPの
10パーセントは
建設活動に由来

For more info visit <http://moud.gov.in/> (Ministry of Urban Development)

防衛製造



強固な 防衛

インドの防衛支出は
373億ドルで、大規模な
調達も行われている。

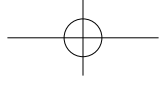
軍隊規模は世界第3位

軍事予算の4割は資本支出に充てられている。

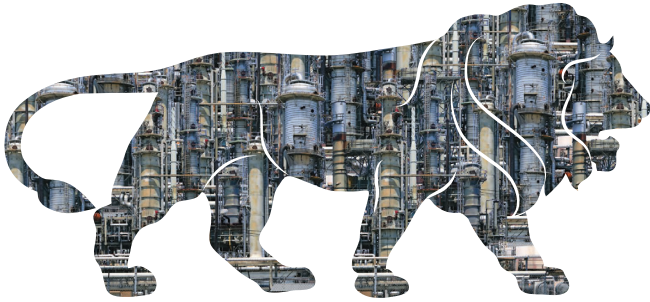
軍需品の6割を輸入で調達

今後7,8年間で2500億ルピーが投資される。

For more info visit <http://moud.gov.in/> (Ministry of Defence, Government of India)



化学



世界の化学工場

インドは染料、農薬、石油化学製品の分野で世界における主導的生産国である。

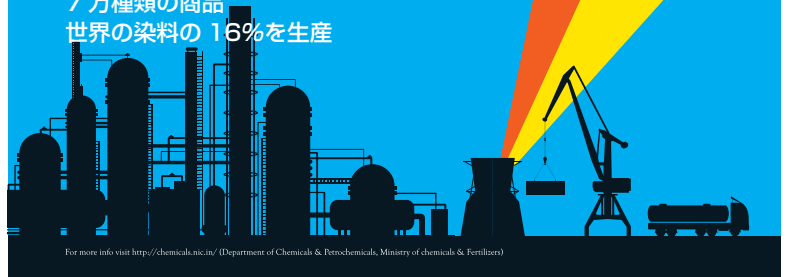
アジア第3位の化学製品生産国

世界第三位の農薬生産国

世界第6位の化学製品生産国

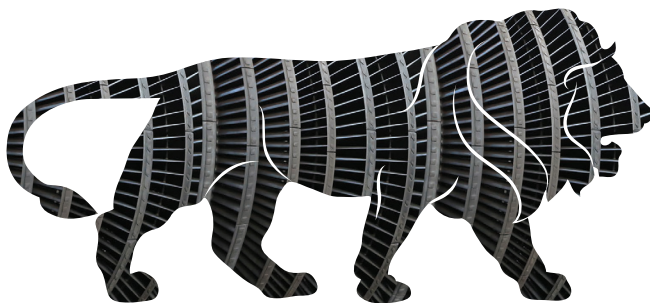
2013年度の総生産量は1,930万メトリックトン
7万種類の商品

世界の染料の16%を生産



For more info visit <http://chemicals.nic.in/> (Department of Chemicals & Petrochemicals, Ministry of Chemicals & Fertilizers)

電気機械



全世界の発電源に

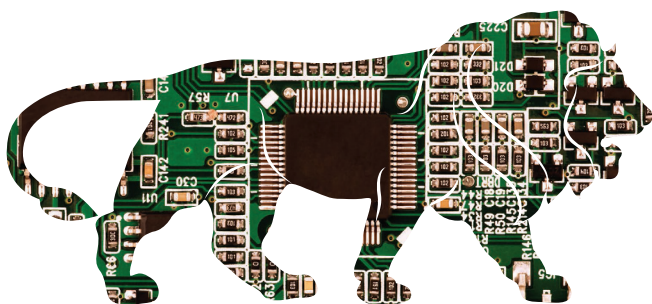
インドの電気機械産業は
有力なパートナーを得て、
2022年までに
1000億ドルに達する

2007—12年における市場拡大率は10.5%
2013年度の輸出額は49億ドル
直近8年間の年間輸出成長率は14.8%
2012年度の産業規模は240億ドル



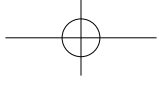
For more info visit <http://ehi.nic.in/> (Department of Heavy Industries, Ministry of Heavy Industries & Public Enterprises)

電子システム 設計・製造

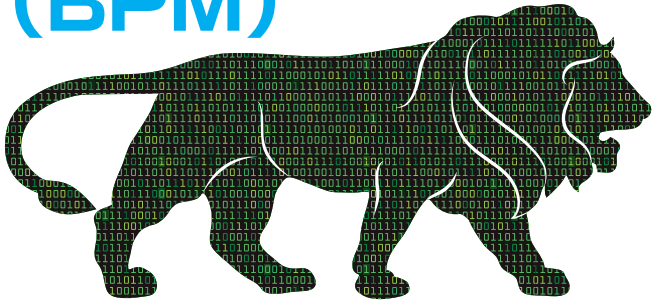


食品加工



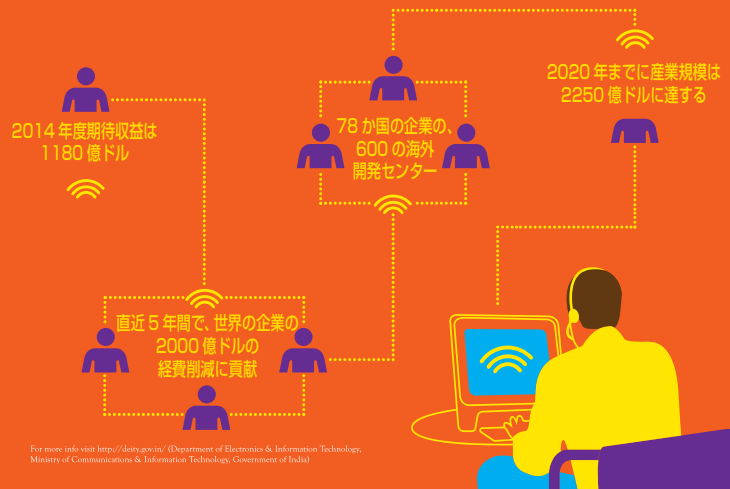


IT とビジネス プロセス マネージメント (BPM)

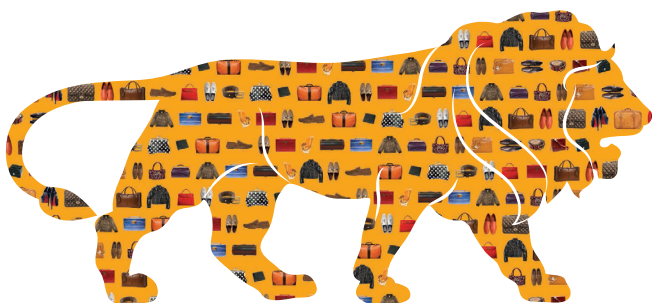


世界のITハブ

直近 5 年間で、インドの IT- BPM 産業は世界の企業の 2000 億ドルの経費削減に貢献した。



皮革



皮革産業の 世界的中心地

豊富な原材料と若い労働力。
インドは皮革産業の世界的中心地。



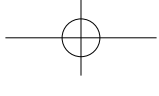
産業規模は
110 億ドル

2013 年度の
輸出額は
60 億ドル

世界の皮革製品の
10%を生産

今後 5 年間の
予測産業成長率は
24%

労働人口の
55%が
35 歳以下



メディア・ エンターテインメント



史上最高のサックス・ストーリーの一部に

映画産業の規模は 2018 年までに 2200 億ルピーに達する
 2013 年度の収益は 9180 億ルピー
 世界第 3 位のテレビ市場
 2013 年のテレビ所有世帯数は 1 億 6100 万
 4000 万ルピー規模のアニメ産業
 800 のテレビチャンネル

For more info visit <http://mib.aic.in/> (Ministry of Information & Broadcasting, Government of India)

鉱業

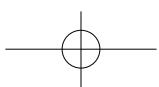


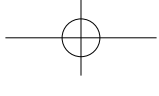
**豊富な
鉱物資源**

88 種類の鉱物資源。新たな投資家優遇政策。
 インドの豊富なリソースは、企業の鉱業戦略を支える。

20 年 - 30 年間の鉱業リース契約
 石炭埋蔵量は 3020 億トン
 採鉱可能な鉱山は 3108 か所
 ボーキサイト埋蔵量は世界第 6 位
 鉄鉱石埋蔵量は世界第 5 位

For more info visit <http://mines.nic.in/> (Ministry of Mines, Government of India)





製薬



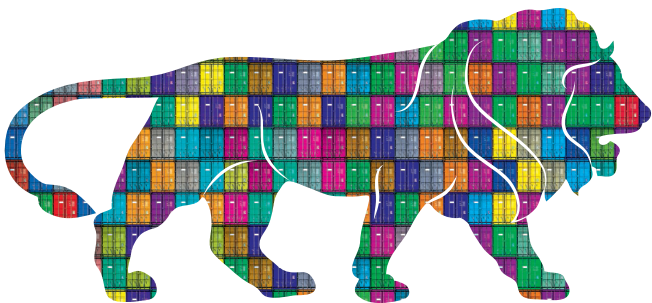
世界の製薬工場

世界向けのサプライヤーである
インドの製薬業界は、
研究・製造に強みを持つ。

- 2020 年までに世界第3位の製薬品市場となる
- 世界のジェネリック輸出の20%を占める
- 2020 年までに収益は450 億ドルに達する
- 2016 年までにジェネリック産業の規模は261 億ドルに達する
- 2024 年までに2000 億ドルのインフラ投資が行われる予定
- アメリカで登録されたドラッグマスターファイルの49%を占める

For more info visit <http://pharmaceuticals.gov.in> (Department of Pharmaceuticals, Ministry of Chemicals & Pharmaceuticals)

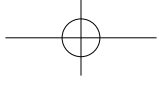
港湾



海運産業の未来

世界の交易ルートを中心に位置するインドの
港湾には、世界の海運の未来がある。

- 87 件の新規認可プロジェクト
- 73 件の官民連携プロジェクト
- 60 の使用可能な非主要港
- 12 の主要港
- 貨物取扱量は8 億メトリックトン
- 2010 - 14 年に4300 億ルピーを投資



石油・ガス



エネルギー産業の 新たなフロンティア

埋蔵量 96 兆立方フィートのシェールガス、
豊富な石油、天然ガスを有するインドは、
エネルギーの新たなフロンティアである。

シェールガスの推計埋蔵量は 96 兆立方フィート
天然ガスの確認埋蔵量は 47 兆立方フィート
石油の確認埋蔵量は 800 万メトリックトン
世界第 4 位の原油・石油製品消費国
アジア第二位の精製国



For more info visit <http://petroleum.nic.in/> (Ministry of Petroleum & Natural Gas)

宇宙



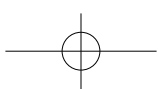
スタープレイヤー

低コストで目覚ましい成果を遂げている
インドの宇宙プログラムは、
19 か国の 40 基の衛星を打ち上げている。

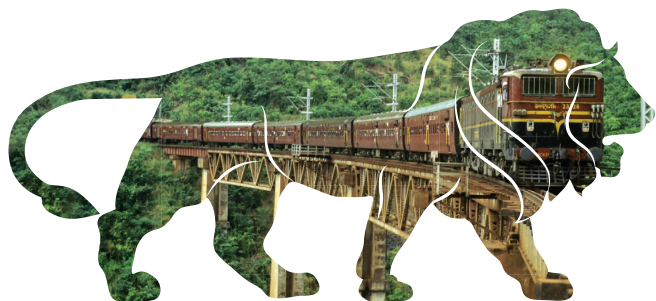
世界でも群を抜いたコスト効率の良さ

33 の国、3 つの多国籍機関が
インド宇宙研究機関 (ISRO) と
公式な協力関係を締結している。

30 機のスペースクラフトが異なる
軌道を周回中



鉄道

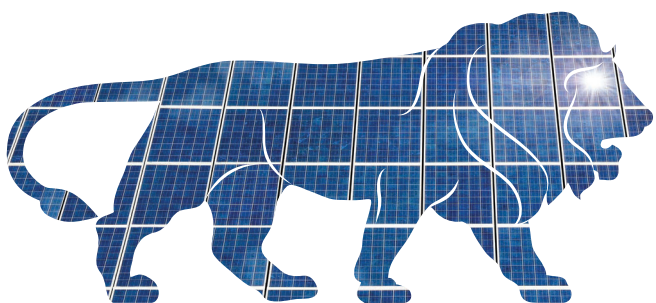


世界最大規模 の鉄道網

1日あたりの貨物取扱量は300万トン、乗客数は2300万人。
世界第3位の規模を誇るインドの鉄道網はかつてない
パフォーマンスと利益性を獲得しようとしている。

- 2 鉄道貨物取扱量では世界第四位。
- 従業員数は 130 万人。
- 官民連携による 1 兆ドル規模のプロジェクトが
展開される見込み
- 輸送乗客数において世界第 1 位

再生可能 エネルギー



好条件の風力エネルギー

世界第 5 位の風力エネルギー生産国で
驚異的な利益率の実現可能

電力ポートフォリオに
おいては世界第 5 位

風力エネルギー生産
においては世界第 5 位

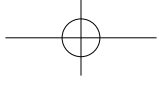
12 の主要港

2014 年
3 月時点の
設備容量は
245GW

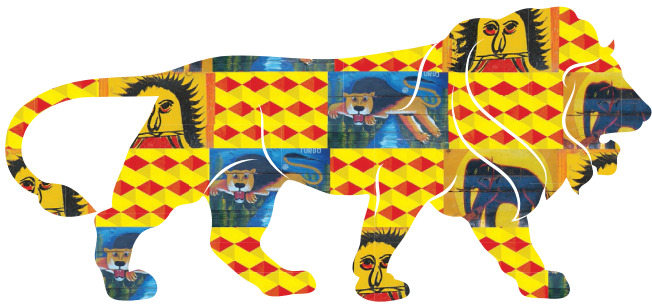
2022 年までに
20,000MW の
太陽光エネルギー
を生産

2014 年末までには
年間太陽光発電量が
1500MW に
達する

For more info visit <http://mnre.gov.in/> (Ministry of New and Renewable Energy)



道路・ 高速道路




大規模投資へ青信号

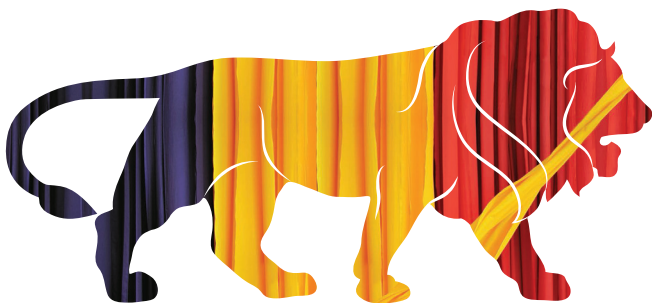
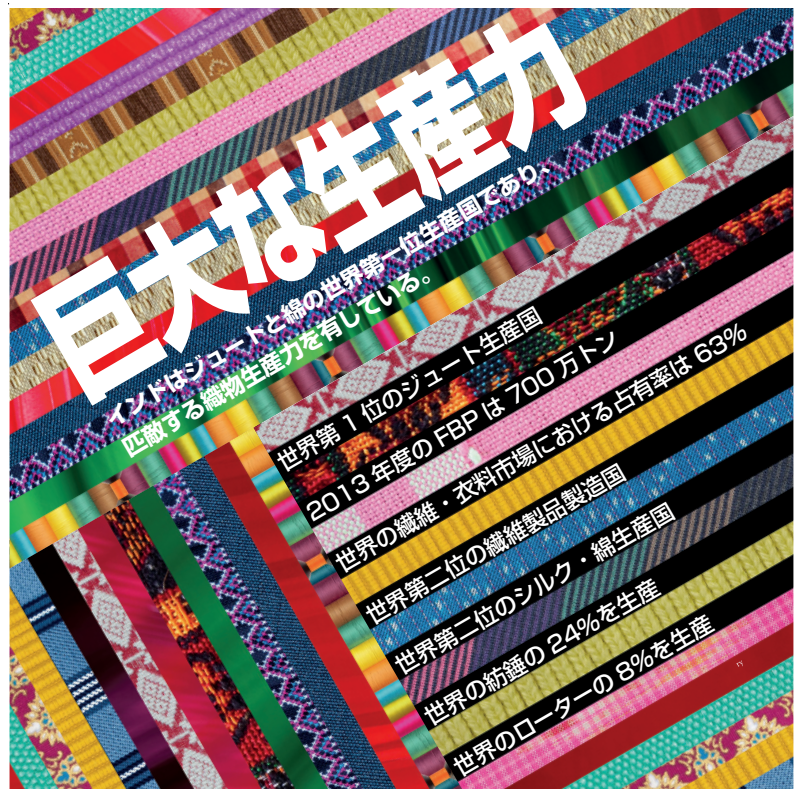
世界第二位の巨大道路網において
拡大計画が急速に進んでいる。



国道整備に 38 億ドルの投資を計画
総長 486 万キロの道路と高速道路
100 件の官民連携プロジェクトが完了
2012-17 年に 190 億ドルをインフラ開発に投資
2017 年末までに総長 10 万キロの一般国道を整備

For more info visit <http://morth.mca.gov> (Ministry of Road Transport and Highway MoRTH)

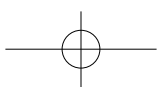
繊維

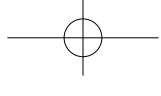



巨大な生産力

インドはジャウートと綿の世界第一位生産国であり、
匹敵する繊維生産力を有している。

- 世界第 1 位のジャウート生産国
- 2013 年度の FBP は 700 万トン
- 世界の繊維・衣料市場における占有率は 63%
- 世界第二位の繊維製品製造国
- 世界第二位のシルク・綿生産国
- 世界の紡錘の 24%を生産
- 世界のローターの 8%を生産





火力発電



豊富な資源

豊富な資源を持つインドは、世界第 5 位の発電国である。
エネルギーの将来がインドにある。

1 石炭の確認埋蔵量は 1230 億トン

天然ガスの確認埋蔵量は 1 兆 3,550 億立法メートル

世界第 5 位の発電国

世界第 5 位の電気消費国

100%の FDI が自動承認ルートにより認められる。

For more info visit <http://www.pwv.in/> (Ministry of Power)

観光・ ホスピタリティ



インドの GDP の
6.8%を占める。

国内観光客数は
10 億人

2012 年度の
外国人観光客数は
697 万人

100 万ドルの
投資ごとに 78 の
雇用が生まれる。

外貨獲得高は
181.3 億ドル

30 の世界遺産

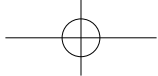
21 のホテル学校

25 の
生物地理学的地帯

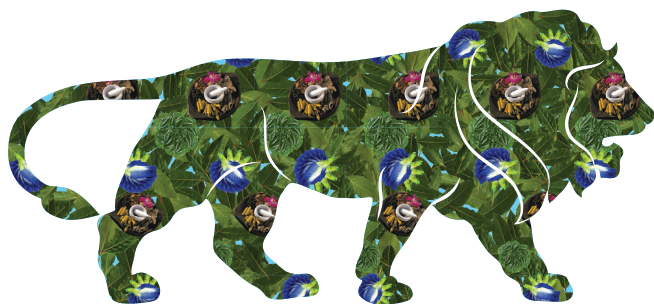
世界で最も暖かな歓迎

インドの観光産業は 697 万人の外国人観光客を誘致している。
国内観光客数は 10 億人。インドには太陽の光と笑顔がある。

For more info visit <http://www.kazmin.gov.in/> (Ministry of Tourism, Government of India)



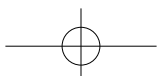
健康

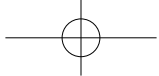


古代から 受け継がれた伝統

2000 年余の歴史を持つヨガとアーユルヴェーダが、
1620 億ルピーの規模を誇る健康産業の根幹を成す

- 年間成長率は 20 パーセント
- 2014 年の産業規模は 1620 億ルピー
- 健康関連市場の規模は 4900 億ルピー
- 6600 種類の薬草





新たな優遇措置

「メイク・イン・インド」プログラムには、投資とイノベーションの促進、知的財産保護、最高レベルの製造インフラのための主要な新規優遇措置が含まれています。

① 新たなプロセス

- ・ビジネスのしやすい環境づくりを重視
- ・免許制度と規制の緩和

② 新たなインフラ

- ・産業大動脈
- ・産業クラスター
- ・スマートシティ
- ・イノベーション促進
- ・能力開発

③ 新たな分野

- ・防衛、建設、鉄道などの重要産業におけるFDIの開放

④ 新たな姿勢

- ・初めてインドに投資する投資者を到着時か案内し、支援する専門チーム
- ・全分野における、特定企業にターゲットを絞った働きかけ



1

新たなプロセス

インドにおける事業展開が、以前より容易になった。免許と規制が緩和され、複雑さが軽減されたため、事業展開のスピードと透明性が増している。

- e-biz ポータルを通じた産業免許 (Industrial License) と産業企業家覚書 (Industrial Entrepreneur Memorandum) の 1 日 24 時間オンライン申請が可能になった。
- 産業免許の有効期間が 3 年に延長された。
- 州政府は、ボイラー条例 (Boilers Act) に基づいた自己認証と第三者認証を導入するよう奨励されている。
- 防衛装備品の主要部品に関する産業免許が免除された。
- 軍民両用品に関する規制の緩和
- 2014 年 12 月 31 日までに、中央政府、省庁のすべての申請受付業務が e-Biz ポータルサイト (電子政府窓口) に一本化される。
- 各庁、州政府に規制環境の単純化・合理化を呼びかけた中央政府の勧告を受け、環境認可取得手続きがオンライン化された。
- 環境報告書に関しては、画一化された書式を用いたオンライン申請が義務付けられた。
- 省庁は、企業が遵守すべき事項のチェックリストをウェブサイトに掲載することを義務付けられた。
- 企業は保管を義務付けているすべての登録書類を電子化し、一つにまとめることを義務付けられた。
- 担当省庁の長の許可なしに査察を行うことが禁じられた。
- 危険を伴わない事業を行う企業に対しては、自己認証制度が導入される。

2

新たなインフラ

インドの製造インフラとイノベーション能力は、飛躍的な成長を遂げようとしている。特定の産業大動脈地帯において、高速接続、新規の若者向けプログラム、専門技能開発を目的とした学校を備えた、新たなスマートシティと産業クラスターの開発が進んでいる。

以下のプロジェクトが、産業大動脈・スマートシティ開発に弾みをつけている。

- すべての産業回廊開発に関する調整、統合、監視、監督を行う機関「国家産業回廊開発局 (National Industrial Corridor Development Authority)」が新設される。
 - デリー-ムンバイ産業大動脈 (Delhi-Mumbai Industrial Corridor) 地帯における 5 つのスマートシティ (ドレラ、シェンドラ-ビドキン、グレートノイダ、ウジャイン、グルガオン) の建設
 - チェンナイ-ベンガルール産業大動脈 (Chennai-Bengaluru Industrial Corridor : 3 つの産業ノード (industrial node) のマスタープラン策定 (タミルナドゥ州ボンネリ、アンドラ・プラデッシュ州クリシュナバトナム、カルナタカ州トウムクール)。
 - 東海岸経済回廊 (The East Coast Economic Corridor) プロジェクトの第一フェーズであるチェンナイ-ヴィザグ産業回廊建設のための予備調査が ADB により委託された。
 - アムリッツァル-コルカタ産業大動脈: DMIC 開発公社が予備調査の結節機関に指定され、現在調査が急速に進行中
 - 日本政府との連携により、インド北東部と他の産業回廊を接続する計画が進行中
 - 製造業における先端的手法を推進するための新規産業クラスター。
 - 産業インフラ・アップグレード計画改善案 (Modified Industrial Infrastructure Upgradation Scheme) に基づき、以下に重点を置いた 21 の産業プロジェクトが許可された。
 - 液体廃棄物を排出しないシステムを用いた再生水利用
 - 集中的排水処理施設
- 17 か所の国家投資製造地帯の建設計画が許可された。



3

新たな分野

投資上限額と規制の緩和により、防衛、建設、鉄道などインドの高付加価値産業が世界に向かって開放された。

- 防衛分野の自由化政策にともない、FDI 上限額が 26 パーセントから 49 パーセントへ引き上げられた。
- 防衛分野におけるポートフォリオ投資が 24 パーセントまで自動承認ルートで可能になった。
- 防衛分野における先端技術に関しては、100 パーセントの FDI が個別認可で可能になった。

以下に示す特定の鉄道インフラプロジェクトの建設、運営、整備に関しては、100 パーセントの FDI が許可されている。

- 官民連携（PPP）で実施される都市回廊プロジェクト
- 高速鉄道プロジェクト
- 貨物専用鉄道
- 列車、機関車／客車、鉄道車両全般に関する製造・保全施設。
- 鉄道の電化
- 信号システム
- 貨物ターミナル
- 旅客ターミナル
- 産業団地内の、電化鉄道線と主要鉄道路線への接続を含む鉄道路線・側線に関するインフラ
- 大量高速輸送システム (Mass Rapid Transport System, MRTS)
- 建設開発産業における F D I 基準の緩和が現在進行中。

イノベーション促進 - インドにおける知的財産制度を強化するため、以下が許可された。

- 1,033 の新たな職の創設
- 情報技術施設のさらなるアップグレード
- 世界基準のコンプライアンス
- 申請プロセスのオンライン化

アーメダバードのナショナル・インスティテュート・オブ・デザイン (National Institute of Design, NID) が国家重要校に認定する法令が公布された。これにより、NID は学位を授与し、研究を促進し、デザイン教育の最高教育機関として機能することが可能になる。さらに 4 校の NID が開発される。

インド皮革開発プログラムを通じた能力開発のため、以下の措置が実行される。

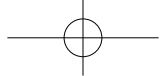
- 過去 100 日間で 5 万 1 2 1 6 人の若者に訓練が提供された。
- 今後も年間 14 万 4000 人の若者に対し訓練が行われる予定。
- 訓練施設の増強のため、フットウェア専門教育機関 Footwear Design & Development Institute がハイデラバード、パटना、パヌール（パンジャブ州）、アムンケシュワール（グジャラート州）の 4 か所に新設される。

4

新たな姿勢

「メイク・イン・インド」プログラムに関して最も重要なのは、インドの投資家に対する姿勢がいかに変わったかを示している点である。インド政府は企業にとって、単に許認可を発行する当局ではなく、真のビジネスパートナーになりたいと望んでいる。

- インドに初めて投資する投資家を、到着時から案内し支援する専門チーム
- 全分野における、特定企業に的を絞った働きかけ



国家産業大動脈

デリー・ムンバイ産業大動脈（DMIC）と他のプロジェクト

DMIC プロジェクトは、世界で最も革新的で先見性に満ちたインフラプロジェクトとして、KPMG 社による「最も革新的なグローバルプロジェクト100」の一つに選ばれた。



背景

→インド政府は、デリー・ムンバイ産業大動脈（DMIC）を、総長 1,483 キロの高い輸送容量を持つ貨物専用鉄道（DFC）西回廊を背骨とした、グローバルな製造拠点・投資先として開発している。インドの GDP に占める製造業の割合を高め、製造業を主要な経済牽引力とする持続可能なスマートシティを創造することを目指している。

→DFC 沿線に持続性、接続性、開発という方針を実現する新たな製造都市、ロジスティックスハブ、住宅都市を開発する。各製造都市には、世界基準のインフラ、利便性の高い公共交通、電気管理と効率的な水・廃棄物管理システムを整備する。

→24 の製造都市の建設計画が視野に入れている。第一フェーズにおいては、ウッタル・プラデッシュ、ハリヤナ、ラジャスタン、マディヤ・プラデッシュ、グジャラートに各 1 か所、マハラシュトラに 2 か所の、計 7 か所の製造都市開発が進行中。製造都市は、海外投資家、国内投資家に対し、多様で巨大な投資機会を提供する。第一フェーズは、2019 年までに完成する予定。

→重点分野は、製造一般、IT/ITES、ハイテク産業を含む電子機器、自動車と自動車付属品、農業・食品加工、重工業、金属・冶金製品、製薬・生化学、サービスなど。

→DMIC に関わる州（ウッタル・プラデッシュ、ハリヤナ、ラジャスタン、マディヤ・プラデッシュ、グジャラート、マハラシュトラ）はインドの GDP の 43 パーセント、工業生産・輸出の 50 パーセント以上、インド全土の従業員数と工場数の 4 割以上に貢献している。

→DMIC プロジェクトの基本概念は日本政府との連携により発案され、DMIC 開発公社（DMICDC）により実行されている。DMICDC は、産業政策振興局（Department of Industrial Policy and Promotion, DIPP）（49%）、日本の国際開発銀行（26%）、インド住宅開発金融公社（HUDCO）（19.9%）、インドインフラ金融公社（IIFCL）（4.1%）、国営生保（LIC）（1%）などの出資を受けている独立機関である。

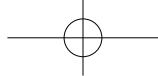
→DMIC プロジェクトは、世界で最も革新的で先見性に満ちたインフラプロジェクトの一つとして、KPMG が選ぶ「最も革新的なグローバルプロジェクト 100」に選出された。

→インド政府は製造業を強化し、インドを世界的な製造拠点にするために、国土全体にまたがる 5 角形の産業大動脈を建設している。

→計画されている他の 4 つの産業大動脈は、ベンガルール-ムンバイ経済大動脈（BMEC）、アムリツァル-コルカタ産業開発大動脈（AKIC）、チェンナイ-ベンガルール産業大動脈（CBIC）、東海岸経済回廊（ECEC）およびその第一フェーズとしてのチェンナイ・ヴィザグ産業大動脈（CVIC）。

→日本海外協力機構（JICA）による予備調査により、CBIC 地域のインフラ上の障壁を取り除くための様々な分野における 25 の優先プロジェクトが特定された。

→JICA が策定している CBIC 地域のマスタープランには、以下の 3 か所の結節点（ノード）が含まれる：カルナタカ州トゥムクール、タミルナドゥ州ボンネリ、アンドラ・プラデッシュ州クリシュナパトナム。マスタープランの策定は 2015 年 3 月に完了予定。



DMIC がインドに及ぼす影響

- DMIC プロジェクトは、グローバルな競争力を持つ環境、最先端のインフラを備えた強力な経済的拠点の構築を通じて、地方における事業を活性化し、投資を促進し、持続可能な開発の実現を目指している。
- 新規 DMIC 都市は、都市化の困難を克服し、今後 20-30 年のインドの経済成長を牽引する。
- DMIC プロジェクトは、今後 7-9 年間に、雇用潜在性を倍増させ、工業生産を 3 倍にし、地域からの輸出を 4 倍にすることを目標としている

DMIC 都市

- グローバルな地方都市：
- 世界の新世代産業都市の水準に匹敵する製造都市
 - 乗り換え利便性のよい、徒歩で移動できる、暮らしやすい街
 - 相互接続性の高い道路、鉄道、通信システムが、スピード、アクセス、世界への接続を実現
- 持続可能な開発のための主要なコンセプト：
- 通勤の必要性を減少させる - 複数の中心業務地区 (Central Business District, CBD) と産業地帯の設置、土地の多目的使用の奨励、産業地帯周辺に位置する低価格の従業員住宅
 - 大量輸送システムへのアクセスの良さ。自転車利用と徒歩を奨励
 - 水と固形廃棄物のリサイクルと再利用
 - 再生可能エネルギーの利用を通じた高エネルギー効率
 - 質の高い農地の保全、損傷を受けやすい自然環境の保護 (沿岸地帯、森、自然保護区など)
 - 既存の村を新規都市として統合
 - スマートシティ：IT を基盤としたリアルタイムの統御とガバナンス

開発中のノードと DMIC アーリーバード・ プロジェクト - 第一フェーズ

ノード：アーメダバード - ドレラ投資地域、グジャラート州

アーリーバード・プロジェクト：

- ドレラ SIR (特別投資区) の超大型産業団地
- アーメダバード近郊の新規国際ハブ空港
- 廃水リサイクルプロジェクト
- アーメダバード-ヴァタマン-ビプリ-バヴァナガルを
繋ぐ道路の 6 レーン化と特定の経済活動 (207 k m)
- ガンディナガル-アーメダバード間とアーメダ
バード-ドレラ間における大量高速輸送システム
(MRTS)
- ダヘジの海水淡水化プロジェクト
- コンサルタント：Halcrow (英国) 率いるコンソー
シアム
- 面積：920 平方キロメートル

ノード：マネサール - バワル投資地域、ハリヤナ州

アーリーバード・プロジェクト：

- 複数のハブを一つに統合した、マルチモー
ダルなロジスティックスハブ (レワリ近
郊)
- バンチガオン・チョウクの展示場兼会議場
- 大量高速輸送システム (MRTS)
- コンサルタント：Jurong (シンガポール)
率いるコンソーシアム
- 面積：402 平方キロメートル

ノード：ピータンプール - ダール - モウ投資地域、マディヤ・プラデッシュ州

アーリーバード・プロジェクト：

- インドール空港 - ピータンプール産業地域間を結ぶ経済
回廊
- 知識都市 (ウジャイン)
- マルチモーダル・ロジスティックス・ハブ (ピータンプール)
- 水供給プロジェクト (ピータンプール)
- 新規タウンシップ
- コンサルタント：Lea Associates, South Asia 率いるコン
ソーシアム
- 面積：372 平方キロメートル

ノード：クシュケラ - ビワディ - ニムラナ投資地域、ラジャスタン州

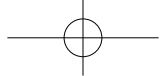
アーリーバード・プロジェクト：

- ラジャスタン州における空港都市の開発
- ビワディとニムラナを接続する道路
- ニムラナにおける知識都市の開発
- 人工的帯水層涵養・復元
- ニムラナにおける太陽光発電プロジェクト
- コンサルタント：Kuiper Compagnons 社
(オランダ) を中心としたコンソーシアム
- 面積：165 平方キロメートル

ノード：ダオリ - ノイダ - ガジアバード投資地域、 ウッタール・プラデッシュ州

アーリーバード・プロジェクト：

- グレーターノイダ (ボラキ) 鉄道駅の開発
- 統合型ハイテク産業都市
- グレーターノイダにおける統合型マルチモーダル・ロジスティックス・ハブの開発
- 廃水リサイクル・プロジェクト
- コンサルタント：Halcrow (英国) 率いるコンソーシアム
- 面積：200 平方キロメートル



ノード：

1 ディギ港産業地域、マハラシュトラ州 2 ナシク - シンナール - イガトプリ投資地域、 マハラシュトラ州

アーリーバード・プロジェクト：

- マルチモーダル・ロジスティックス団地（カルマズ）
- 展示場兼会議場（アウランガーバード）
- ドゥーレ超大型産業団地
- シェンドラ - ビドキン超大型産業団地
- 廃水リサイクル・プロジェクト
- ブネ - ナシク間、ブネ - アウランガーバード間国道沿線地域の輸送・電気通信動脈
- コンサルタント：AECOM（香港）
- 面積：253 平方キロメートル、84 平方キロメートル

担当機関

- DMIC 開発公社 (DMIC Development Corporation) (<http://dmicdc.com>)
- 産業政策振興局 (Department of Industrial Policy & Promotion) (<http://dipp.nic.in>)
- インベスト・イン・ディア (Invest India) (<http://investindia.gov.in>)

バリューチェーンにおける機会

PPP（官民連携プロジェクト）

- 政策枠組み・規制枠組み（譲許の条件の協定）が確立している。過去 5 年間で実質的規模が拡大し企業にとっては「プロジェクト開発者 (Project Developer)」として参加する機会がある。

請負業者／コンサルタント

- プロジェクト実施業者が発注する建設請負の機会がある。

O&M（運転管理・保守点検）業者

- 機器、システム、ソフトウェア関連の案件が相当数ある。

各種機器サプライヤー

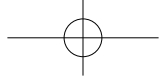
- 超大型インフラ開発プロジェクトに関連した全分野における需要が恒常的にある。外国企業にとっても市場参入の巨大な可能性がある。

鉄道車両サプライヤー

- 様々な客車、貨物車に対する需要が拡大。民間業者にとって魅力的な機会がある。

資金調達

- 多様な金融機関と P E ファンドがすでに開発地区に参入している。金融機関、P E ファンド、個人投資家にとっては魅力的な機会がある。



FDI政策 と 手続き

世界で最も急速に成長している経済国として存在感を示すインドは、直接海外投資（FDI）の投資先として最も人気のある国トップ3に選ばれている。1991年以来、投資家にとってより好ましい環境を実現すべく、海外投資に関する規制緩和が継続的に行われてきた。

最近の政策措置

- 電気通信分野における100%のFDIが許可されている。
- 単一ブランド小売業者に関しても、100%のFDIが許可されている。
- 商品取引所、証券取引所、保管振替機構、電力取引所、国営企業による石油精製、政府ルートにおけるクーリエサービスにおけるFDIも、自動承認ルートで認められるようになった。
- 茶園分野における制限が撤廃された。
- 信用情報分野におけるFDIの上限が74%に引き上げられ、資産再建会社に関しては100%のFDIが許可された。
- 防衛分野の政府認可ルートにおけるFDI上限が26%から49%に引き上げられた。海外ポートフォリオ投資は、自動承認ルートで24%まで認められる。49%を超えるFDIは、政府内閣安全保障委員会（CCS）の個別認可を得た場合に認められる。
- 鉄道分野の特定活動に関連する建設、運営、保全に関しては、自動承認ルートにおける100%のFDIが許可された。

投資家の種類

個人：

- 外国ベンチャーキャピタル投資家
- 年金／プロヴィデント・ファンド
- 金融機関

企業：

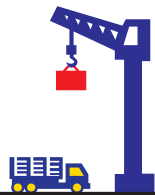
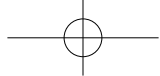
- 外国信託
- ソブリン・ウェルス・ファンド
- 在外インド人（NRI）／インド系移民（PIO）

海外機関投資家

- プライベート・エクイティ・ファンド
- パートナーシップ／個人事業
- その他

注：バングラディッシュおよびパキスタンの国民および企業は、政府ルートを通じてのみ投資ができる。また、パキスタンの投資家は、防衛、宇宙、原子力エネルギー、および外国投資が禁じられている分野に投資することはできない。





FDI が禁止されている分野

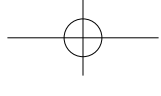
- 政府／民間運営の富くじ、インターネット上で運営される富くじ等。
- カジノ等を含む賭博。
- チット・ファンド (chit fund)。
- 互助金融 (Nidhi company)
- 譲渡可能な開発権
- 不動産 (建設開発を除く) および農場の建設。
- 葉巻、チェルット、シガリロ、紙巻き煙草、煙草、煙草代替品の製造。
- 民間投資が許可されていない活動／分野。すなわち、原子力エネルギー、鉄道輸送 (以下の建設、運営、保全を除く：(i) 官民連携の都市回廊プロジェクト；(ii) 高速鉄道プロジェクト；(iii) 貨物専用鉄道；(iv) 客車、機関車などを含む鉄道車両の製造・保全施設；(v) 鉄道の電動化；(vi) 信号システム；(vii) 貨物ターミナル；(viii) 旅客ターミナル；(ix) 産業団地における、電化鉄道線と主要鉄道路線への接続性を含む鉄道路線と側線に関連するインフラ；(x) 大量高速輸送システム (MRTS)。
- 法律、簿記、経理、監査などのサービス業。



投資額上限が設けられている分野

- 国営企業による石油精製 (49%)。
- テレポート (HUB／テレポートの設置とアップリンク)、直接衛星放送 (DTH)、ケーブルネットワーク (国、州、地区レベルで、ネットワークのデジタル化や接続性向上などのアップグレードを行っているマルチシステムオペレーター)、モバイルTV、ヘッドエンド・イン・ザ・スカイ・イン・ザ・スカイ共同衛星デジタル配信事業 (HITS)：(74%)
- ケーブルネットワーク (49%)
- 放送コンテンツサービス-FMラジオ (26%)、ニュース・時事TVチャンネルのアップリンク (26%)
- ニュース・時事関連の印刷媒体
- 航空輸送サービス-定期航空運送 (49%)、非定期航空運送 (74%)
- グラウンドハンドリングサービス-民間航空 (74%)
- 衛星の設置と運営 (74%)
- 民間警備会社 (49%)
- 支店および完全子会社を除く民間銀行 (74%)
- 国営銀行 (20%)
- 商品取引所 (49%)
- 信用情報機関 (74%)
- 証券市場に関連するインフラを運営する企業 (49%)
- 保険と保険関連分野 (26%)
- 電力取引所 (49%)
- 防衛 (49%、49%以上の投資については内閣安全保障委員会の個別認可)





用語集

自動承認ルート (Automatic route)

→このルートにおいては、中央政府の認可は必要ない。

政府ルート (Government route)

→このルートにおいては、外国投資促進評議会 (Foreign Investment Promotion Board, FIPB) が申請を審査する。防衛分野の 49%以上の投資に関しては、内閣安全保障委員会 (Cabinet Committee on Security, CCS) による個別認可が必要となる。120 億ルピー以上の投資を伴う案件に関しては、内閣経済問題委員会 (Cabinet Committee on Economic Affairs) が検討する。

→自動承認ルートまたは政府ルートで FDI を受けたインド企業は、FDI 報告書の提出やインド準備銀行 (Reserve Bank of India) への株式発行を含む FDI 政策の条項に準拠しなければならない。詳細は以下のリンクに掲載されている Foreign Investments in India の項の質問 6 を参照のこと：

<http://www.rbi.org.in/scripts/FAQView.aspx?Id=26>

中央政府の認可が必要な分野

→茶園を含む茶生産業 - 100%

→チタンを含む鉱物と鉱石の採鉱と分離、価値付加とそれらを統合する活動 - 100%

→小規模企業保護の対象となっている製品の生産者 - 100%

→防衛 - 49%までは、外国投資促進評議会 (FIPB) / 内閣経済問題委員会 (CCEA) の認可、それ以上は内閣安全保障委員会 (CCS) の個別認可を必要とする (インドの持つ現代的・先端的技術へのアクセスに関連する案件も個別認可が必要)。

→テレポート (HUB/テレポートの設置とアップリンク)、直接衛星放送 (DTH)、ケーブルネットワーク (国、州、地区レベルで、ネットワークのデジタル化や接続性向上などのアップグレードを行っているマルチシステムオペレーター)、モバイルTV、ヘッドエンド・イン・ザ・スカイ共同衛星デジタル配信事業 (HITS) - 49%以上 74%まで

→放送コンテンツサービス - ニュース・時事関連 TV チャンネルのアップリンク - 26%、それ以外の TV チャンネルのアップリンク - 100%

→出版：科学雑誌・技術雑誌/専門誌/定期刊行物 - 100%

→印刷媒体：ニュース、時事問題を扱う新聞・定期刊行物の出版/印刷 - 26%。ニュース、時事問題を扱う外国雑誌のインド版の出版 - 26%

→FM地上波放送 (FMラジオ) - 26%

→外国新聞の複製版 - 100%

→既存の空港 - 74%

→非定期航空輸送サービス - 49%以上 74%まで

→グラウンドハンドリングサービス→49%以上 74%まで

→衛星 - 74%

→民間警備会社 - 49%

→電気通信 - 49%以上

→シングルブランド小売 - 49%以上

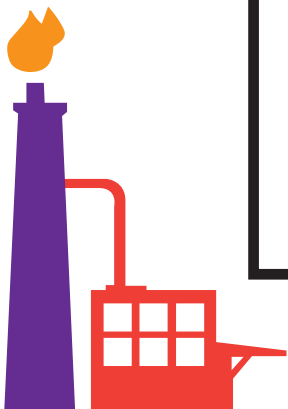
→資産再建会社 - 49%以上 100%まで

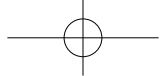
→民間銀行 (完全子会社/支店を除く) - 49%以上 74%まで。国営銀行 - 20%

→既存の製薬業 - 100%

自動承認ルートが適用される分野

右のリスト以外の項目には、自動承認ルートが適用される。





企業形態と参入について

インドで会社を設立するには：

→非公開有限責任会社 (private limited company)、または公開有限責任会社 (public limited company) を設立できる。非公開有限責任会社の設立には、少なくとも2人の株主が必要。

有限責任事業組合 (limited liability partnerships, LLP)：

→自動承認ルートで100%のFDIが無条件で許可されている分野の企業は、政府ルートで認可を取得すれば設立可能。

個人事業体 (sole proprietorship) / パートナー会社 (partner firm) - インド準備銀行 (Reserved Bank of India, RBI) の許可に基づく

→インド準備銀行が、政府と協議を行った上で、申請書を認可または却下する。

外国企業の出先機関 (駐在員事務所、支店、プロジェクト・オフィス等)

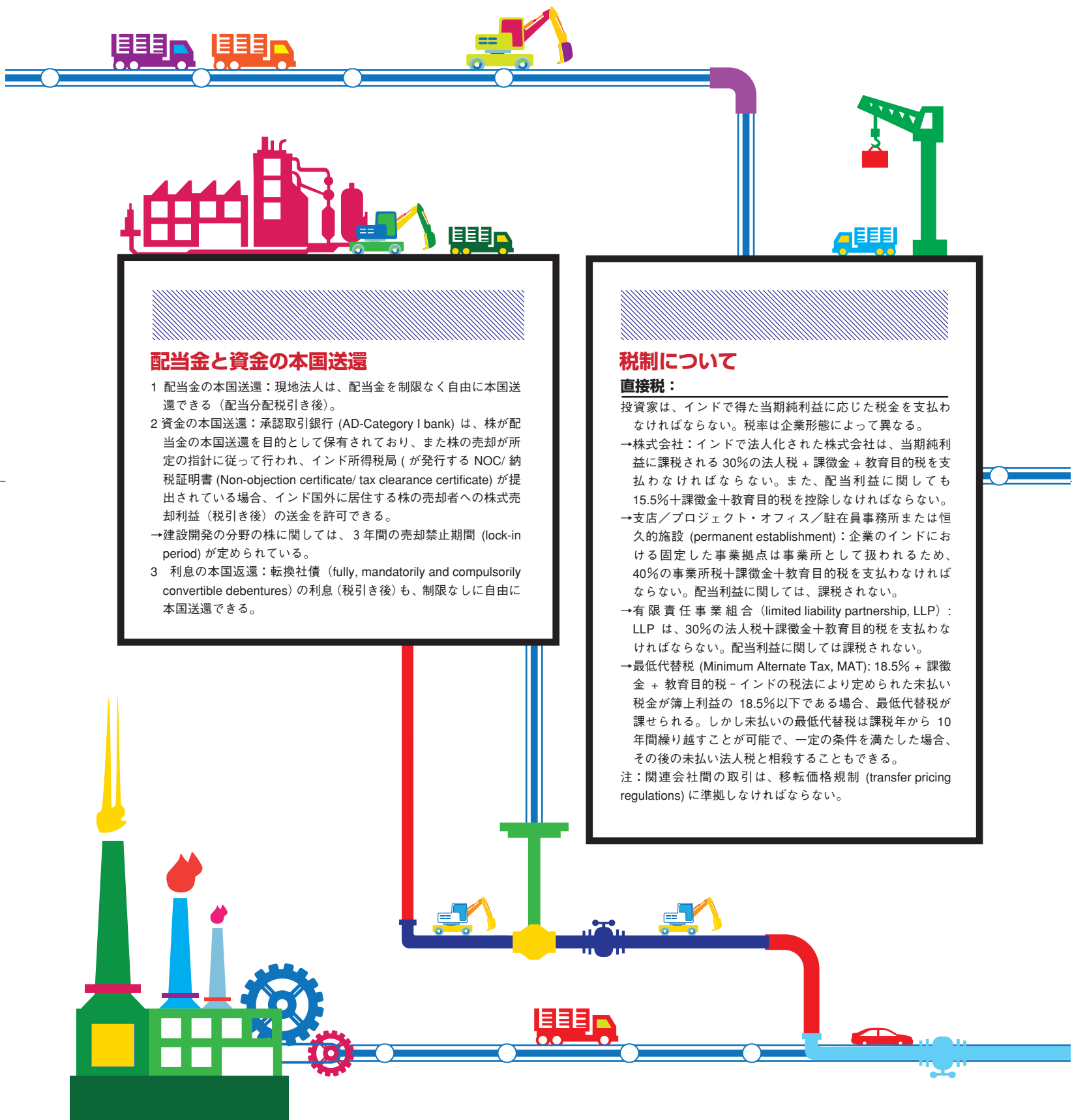
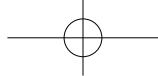
→これらの事務所は、RBIに特定された活動のみ行うことができる。政府ルートとRBIルートで認可が与えられる。特定の条件を満たす支店/プロジェクト・オフィスのみが自動承認ルートで認可を得ることができる。

その他の企業形態

→非営利企業などの他の企業形態における外国投資や寄付も、外国貢献規制法 (Foreign Contribution Regulation Act) の条項に準拠しなければならない。

投資プロセスの諸段階：

- 企業形態の特定。
- 中央政府の認可を取得 (必要な場合)。
- 会社の設立または法人化。
- 合法的な手段による資金流入。価格規制に準拠。
- 法律に定められた条項に従って、インド準備銀行 (RBI) へ報告書を提出。
- 納税者番号 (Permanent Account Number, PAN) 書類、その他の主要書類取得のための登録・入手。
- 州政府レベルのプロジェクト認可を取得。
- 優遇措置、経費、労働力の調達など様々な条件に基づいて事業に最適な場所を見つける。
- 製造業プロジェクトは、産業企業家覚書 (Industrial Entrepreneur's Memorandum) を提出しなければならない。業種によっては、産業免許が必要。
- 事業所の建設/改修。
- 労働者を雇用。
- 必要な免許がある場合、それを取得。
- 他に必要とされる州政府、中央政府レベルの登録。
- 税金の支払いなど、各企業形態に年度ごとに要求される条件に準拠する。



配当金と資金の本国送還

- 1 配当金の本国送還：現地法人は、配当金を制限なく自由に本国送還できる（配当分配税引き後）。
- 2 資金の本国送還：承認取引銀行（AD-Category I bank）は、株が配当金の本国送還を目的として保有されており、また株の売却が所定の指針に従って行われ、インド所得税局（が発行する NOC/ 納税証明書（Non-objection certificate/ tax clearance certificate）が提出されている場合、インド国外に居住する株の売却者への株式売却利益（税引き後）の送金を許可できる。
→建設開発の分野の株に関しては、3 年間の売却禁止期間（lock-in period）が定められている。
- 3 利息の本国返還：転換社債（fully, mandatorily and compulsorily convertible debentures）の利息（税引き後）も、制限なしに自由に本国送還できる。

税制について

直接税：

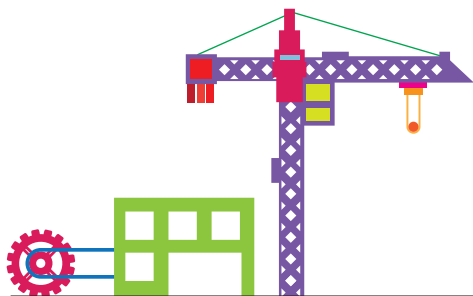
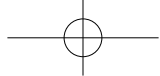
投資家は、インドで得た当期純利益に応じた税金を支払わなければならない。税率は企業形態によって異なる。

- 株式会社：インドで法人化された株式会社は、当期純利益に課税される 30% の法人税 + 課徴金 + 教育目的税を支払わなければならない。また、配当利益に関しても 15.5% + 課徴金 + 教育目的税を控除しなければならない。
- 支店／プロジェクト・オフィス／駐在員事務所または恒久的施設（permanent establishment）：企業のインドにおける固定した事業拠点は事業所として扱われるため、40% の事業所税 + 課徴金 + 教育目的税を支払わなければならない。配当利益に関しては、課税されない。

→有限責任事業組合（limited liability partnership, LLP）：LLP は、30% の法人税 + 課徴金 + 教育目的税を支払わなければならない。配当利益に関しては課税されない。

- 最低代替税（Minimum Alternate Tax, MAT）：18.5% + 課徴金 + 教育目的税 - インドの税法により定められた未払い税金が簿上利益の 18.5% 以下である場合、最低代替税が課せられる。しかし未払いの最低代替税は課税年から 10 年間繰り越すことが可能で、一定の条件を満たした場合、その後の未払い法人税と相殺することもできる。

注：関連会社間の取引は、移転価格規制（transfer pricing regulations）に準拠しなければならない。



優遇措置

中央政府による優遇措置：

- 工場と機械に 10 億ルピー以上を投資する製造業を対象とした、15 パーセントの投資控除（割増償却）が、2015 年 3 月 31 日まで適用されている。
- 経済特区（Special Economic Zones, SEZ）、国家投資製造地区（National investment and manufacturing zones、→）などで会社を設立する企業や輸出志向型企業（EOU）を対象とした優遇措置。
- 関税払い戻し、関税免除／減免スキーム、重点製品／市場向けの特別措置などの輸出優遇措置。
- 東北地方、ジャンム・カシミール州、ヒマチャル・プラデッシュ州、ウットラカンド州などにおける事業所設立に関する特定地域向け優遇措置。
- 電子分野における特別インセンティブスキーム（改定版 MSIPS）など、分野を特定した優遇措置。

州政府による優遇措置：

- 各州政府には独自の投資奨励策があり、投資額、プロジェクトの場所、雇用創出などに応じて多様な優遇措置を設けている。内容は州によって異なり、各州の産業政策に即している。
- 州政府による優遇措置の主なカテゴリーとしては、土地取得のための印紙税の免除、付加価値税の払い戻しまたは免除、電気税支払いの免除などがある。

担当機関

- 投資関連の問い合わせは、<http://investindia.gov.in> にログインし、質問を登録してください。問い合わせ用の書式は、<http://invest-india.info/qms/index.php>
- FDI 政策に関しては、以下をご参照ください。
http://dipp.nic.in/English/Investor/FDI_Policies/FDI_policy.aspx
- 外国投資に関するよくある質問は、以下をご参照ください。
<http://www.rbi.org.in/scripts/FAQView.aspx?Id=26>

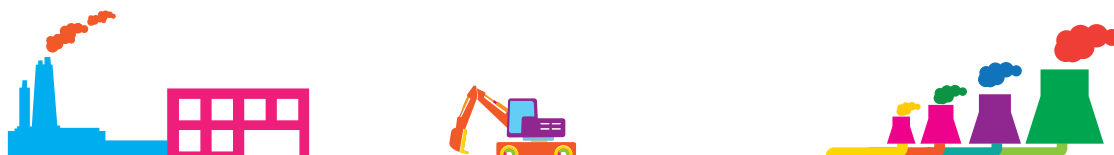
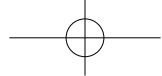


非居住インド人 (NRI) による投資

非居住インド人による投資に対し、特別分配枠が設けられました。

- 1 建設開発
- 2 グラウンド・ハンドリングと航空輸送サービス
- 3 本国送還をしない非居住インド人による投資
- 4 ネパールとブータンからの投資は、インドルピー建ての FDI が許可されている。





国家製造業政策

インドの長期的成長には、製造業のグローバルな競争力を上げることが不可欠である。国家製造業政策は、政府が今までに取った政策優遇措置の中でも最も包括的であり、重要性が高い。この政策は、規制、インフラ、技能開発、テクノロジー、資金入手性、事業撤退に関する制度、その他製造業の成長に関わる要因の分野に対処している、製造業向けとしては初の包括的支援政策である。



ビジョン

- 中期的に製造業界年間成長率を 12-14% へ伸ばす。
- 国内総生産に占める製造業の割合を 2022 年までに 16% から 25% へ増やす。
- 2022 年までに製造業でさらに 1 億人分の雇用を創出する。
- 包含的成長のために、農村からの移住者と都市部の貧困層に適切な技能をもたせる。
- 製造業の国内での付加価値を高め、技術を深化させる。
- インド製造業界のグローバルな競争力を強化する。
- 成長の持続可能性、とりわけ環境に関する成長の持続可能性を確実にする。

インド製造業界の強み

- インドは既に世界で最も急速に成長する経済国の一つとしての存在感を示している。
- インドは成長経済国として世界のトップ3に入り、2020年までに製造業の移転目的地としてトップ3に入ることが予測されている。
- 今後 20 年から 30 年間見込まれる好ましい人口ボーナス。質の高い労働力入手性の維持。
- 労働力の費用は、他国に比べ比較的安い。
- 信頼性とプロ意識を持った責任感のある企業。
- 国内市場にある強い消費主義。
- 一流の科学技術系機関に支えられた高い技術・工学的能力。
- 規制に基づいた安定した金融市場が外国投資家に開かれている。





政策手段

重点分野：

- 繊維および衣類、皮革および履物、宝石およびジュエリー、食品加工産業などの雇用集約型産業。
- 工作機械、重電機器、大量輸送、土工事、採掘機器といった資本財産業。
- 航空宇宙、海運、IT ハードウェアおよび電子機器、電気通信機器、防衛装備、太陽エネルギーといった戦略的重要性のある産業。
- 自動車、医薬品、医療機器といったインドが競争上の強みを持つ産業。
- 中小企業。
- 公的部門の企業。



国家投資製造区 (NIMZ)

- 国家投資製造区は、世界クラスの製造活動を促進する未開発の巨大工業団地として認識されている。
- 最小規模は 5000 ヘクタール (50 平方キロメートル) であり、製造・ロジスティックス施設等に使われる領域 (processing area) は少なくとも 30%。
- 中央政府は基本計画、鉄道、道路、港湾、空港、通信等の改善または外部的な物理インフラ連結の費用を負い、生産性、技能開発、国内および国際投資の促進のための制度的インフラを提供する。
- 土地の特定は州政府が行う。州政府は、必要な水関連の設備、電力連結性、物理インフラ、公共施設の連結性、環境に対する影響調査、収用した土地所有者の再定住と生活再建計画について責任を持つ。
- 州政府はまた必要であれば土地取得についても役割を果たす。
- 政府は、国家投資製造区にある企業から優先購入をする。



特定された国家投資製造区 (NIMZ)

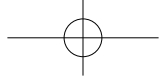
DMIC 内にある NIMZ：

- アーメダバード・ドレラ投資地区、グジャラート州
- シェンドラ・ビドキン工業団地、マハラシュトラ州オーランガバード近郊
- マネサル・パワル投資地区、ハリヤナ州
- クシュケラ・ピワディ・ニムラナ投資地区、ラジャスタン州
- ピタンブル・ダール・マウ投資地区、マディヤ・プラデーシュ州
- ダドリ・ノイダ・ガジアバード投資地区、ウッタル・プラデーシュ州
- ディギ港工業地区、マハラシュトラ州
- ジョドプール・バリ・マルワール地区、ラジャスタン州

DMIC 外にある NIMZ

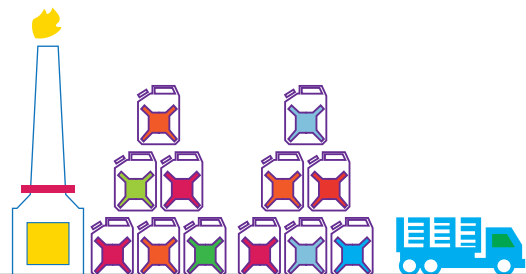
- ナグプール地区のクヒおよびウムレド・タルカ、マハラシュトラ州
- トゥムクール、カルナータカ州
- チットール、アンドラ・プラデーシュ州
- メダック、テランガナ州
- ブラカサム、アンドラ・プラデーシュ州
- グルバルガ、カルナータカ州
- コラー、カルナータカ州
- ビダール、カルナータカ州
- カリナガナガル、ジャジプール地区、オリッサ州





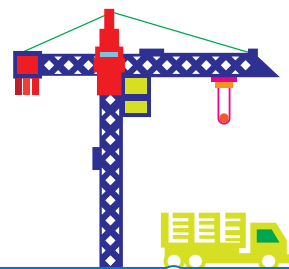
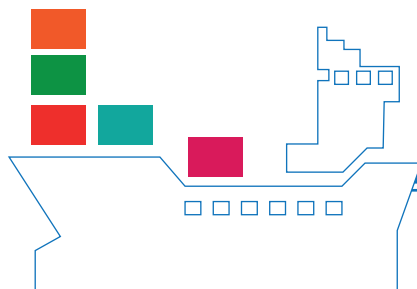
規制環境の簡略化

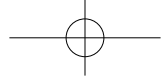
- 申請をした場合、いつ認可が出るかという所要期間が明確にされる。
- 中央および州政府は、製造業者が特定の条件を満たした場合に、労働力、環境等に関わる規則や規制の免除を行う。
- 政府の査察に関し、公的機関、民間機関が当局の全般的な管理の下に査察に協力するための仕組みが作られる。
- 中央および州当局による認可手続きは、漸進的にオンライン化される。
- 複合申請書や共通登録書が作られる。
- 異なる省庁への複数の報告書の提出は、月または四半期ごとの1つの簡素化した報告の提出に変更される。
- NIMZ内の企業に対するワンストップの認可。
- 環境認可の緩和。



技術の獲得と開発

- この政策は、政府による既存の奨励策またはスキームを活用することを目的としている。
- 適切な技術の獲得、特許プール設置、および汚染制御や省エネ機器の国内製造開発に使う技術の獲得・開発のためのファンドが提案されている。
- このファンドはまた、自律的な特許プールと許認可機関としても機能する。このファンドは、知的所有権を特許権者から買い取る。知的財産を使って製品を生産または開発したい会社は、特許権使用料を支払いそのプール内の知的財産に関する使用許可を求めることができる。





優遇措置

資産の移転：

- 万が一企業の経営が危機的状況にあると宣告を受けた場合、NIMZ に関する事項を管理する会社が資産移転の手助けをする。
- NIMZ にある企業の工場や機械の売却にかかるキャピタルゲイン税は、売却の対価を3年以内に同じまたは別の NIMZ 内の企業の工場や機械の購入に再投資をした場合は緩和される。

環境保全技術 (green technology) と実践：

- 汚染制御、省エネ、節水のための機器、機械、器具を生産する場合、5% の金利の払い戻しと 10% の資本助成金がある。
- 監査にかかる費用の 25% の補助金を中小企業に交付 (上限 10 万ルピー)。
- 水を全く排出しない企業に対しては、1 回限りの 10% の資本助成金。
- 排水再生施設を設置した場合の水租税の払い戻し。
- 既存スキームの下での再生可能エネルギーに対する奨励金。
- IGBC/LEED または GRIHA システムで、グリーンな格付けを得たすべての建物に 20 万ルピーの奨励金。

技術開発：

- 汚染制御、省エネ、節水のための機器、機械、器具の生産に対する奨励金。
- 中小企業は、特許プールへのアクセスが与えられることに加え、もしくは / または、適切な技術を獲得するための技術獲得費用の一部

払い戻し (上限額 200 万ルピー) が最大で 5 年間受けられる。

中小企業への特別手当：

- 住宅資産の売却を行った個人が売却対価の再投資を行う場合、移管 (Rollover) に対し長期キャピタルゲイン税が緩和される。
- 製造業の中小企業に特化したベンチャー・キャピタル・ファンドに対しては、tax pass-through status が与えられる。
- インド準備銀行に相談し、中小企業に焦点を当てたベンチャー・キャピタル・ファンドに投資する銀行には、インド準備銀行の規範が緩和される。
- 保険会社による投資に対して IRDA ガイドラインが緩和される。
- 製造に関わる中小企業が優先産業融資の枠内に含まれる。
- 適切な銀行貸付規範を通した、より容易な銀行金融へのアクセス。
- 中小企業のための証券取引所を設置。
- 中小企業の法定手数料の収集と支払いのための事業体。

政府調達：

- この政策は、特定の産業において地元で付加価値が行われた場合、公的調達に採用することを考慮する。これには、太陽エネルギー機器、電子ハードウェア、高燃費輸送機器、IT を利用したセキュリティシステム、電力、道路および高速道路、鉄道、航空、港湾といった重要な技術分野も含まれる。

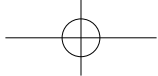
産業訓練および技能向上策：

- 技能開発のための多層構造の構築。具体的には、
- 最小限の教育を受けた多数の労働者の技能習得。
 - PPP 方式による産業訓練校 (ITI) 設立を通した、関連する職業および技能訓練。
 - 技術専門学校設置による専門的技能の開発。
 - 指導者のための訓練センターを各 NIMZ 内に設置。

事業撤退に関する制度：

- 雇用喪失政策および減債基金または両方の組み合わせを通した、代替的な事業撤退制度が検討されている。
- 国家製造業政策の詳細は、以下のリンクで見ることができる。
(http://dipp.nic.in/English/Policies/National_Manufacturing_Policy_25October2011.pdf)
- 投資関連のお問い合わせは、www.investindia.gov.in を開き、質問を入力してください。質問フォームへの直接のアクセスはこちらから。
<http://invest-india.info/qms/index.php>

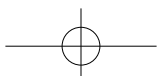


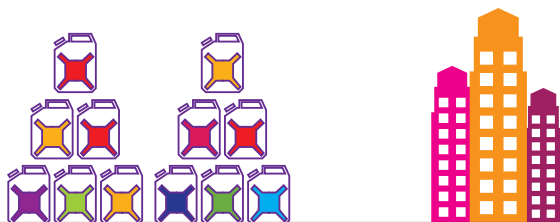
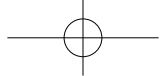


インドに 投資する 企業のための 知的所有権 ファクトシート

インド政府は、革新的・創造的な人々の知的所有権を保護しやすい環境を作るため、法制・政策面の変更を伴ういくつかの優先措置を実行した。

さらに、国内の知的財産に関連する省庁の機構において、インフラ強化、能力構築、最先端技術の採用を通じて業務改善する事に重点が置かれた。この措置により、国内の知財行政に大々的な変革もたらされた。





インド知的財産局の目的

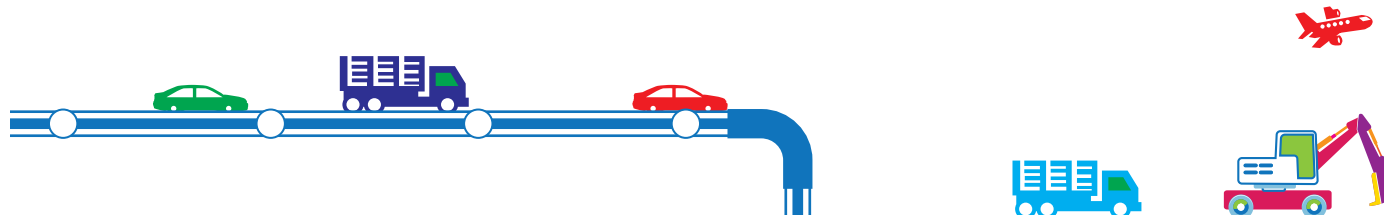
- 国内に活気のある知的財産保護制度を作る。
- 知的財産局に、さらなる人的資源投入、IT 設備の強化、自動化を行い、効率的な知的財産権申請の処理を行う。
- 知的財産権の処理に過去成功事例を採用する。
- 知的財産権業務の公的伝達を強化する。
- 最高レベルの透明性と利便性を実現。



インド知的財産権制度の強み

- インドにおける知的財産権制度は、法、司法、行政の面で安定的かつ確立された制度であり、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定に完全に準拠している。
- インドは、知的財産権に関わる様々な国際条約に関与している。
- 政府は、幅広い啓蒙プログラムを行っている。
- 過去数年、インドの知的財産に関連する機関は、知的財産権法制、インフラ設備、人的資源、知的財産権申請の処理、コンピューター化、データベース、ステークホルダーに対する質の高いサービス、処理機能における透明性、動的なウェブサイトからの IP データへの自由なアクセスの向上について、大きな改善を行った。
- 最新鋭で、総合的な、IT 機能のある庁舎が、過去数年の間にニューデリー、コルカタ、チェンナイ、ムンバイ、アーメダバードに建設され、特許、意匠、商標、地理的表示のための中心的な部署を有している。特許局は、コルカタに本部があり、ニューデリー、チェンナイ、ムンバイに支所がある。商標登録所は、ムンバイに本部があり、アーメダバード、チェンナイ、ニューデリー、コルカタに支所がある。意匠局はコルカタにあり、地理的表示登録所がチェンナイにある。ニューデリーには、国際調査機関 (International Searching Authority, ISA) / 国際予備審査期間 (International Preliminary Examining Authority, IPEA) のための別の施設があり、さらに、知的財産局のアーカイブがアーメダバードにある。
- 申請、e- 申請設備のために単純化された手続きと、中小企業 (SME) に対する奨励策は、インドにおける知的所有権の分野で行われている優遇措置の一例である。





インドの知的財産行政

特許：

- インドは国内での特許制度を強化するため、強力な措置を取っている。政府は、技術の進歩に有益で、世界基準に沿った特許制度を築くことを目標としている。
- インド特許局における特許申請は長年にわたり常時増加しており、それは世界の産業界がインドの特許体系を信頼していることを表している。
- 特許申請の提出と処理、つまり、審査、付与、付与後の手続きは、コンピューター上のネットワークシステムで結ばれている、4 つの特許局すべてにおいてで独立して行われる。しかし、特許の付与をする目的での実際上の特許局は一つである。すべての技術分野における発明に関する特許は申請書類提出日から一律で 20 年間付与され、これは地域的な権利である。
- インド特許局は、特許協力条約の下、2007 年 10 月に世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization, WIPO）により国際調査機関および国際予備審査機関（ISA/IPEA）として認められており、2013 年 10 月 15 日より運用を開始し、17 国からなるエリート・グループに参加した。

IT を導入した処理とコンピューター化したワークフロー

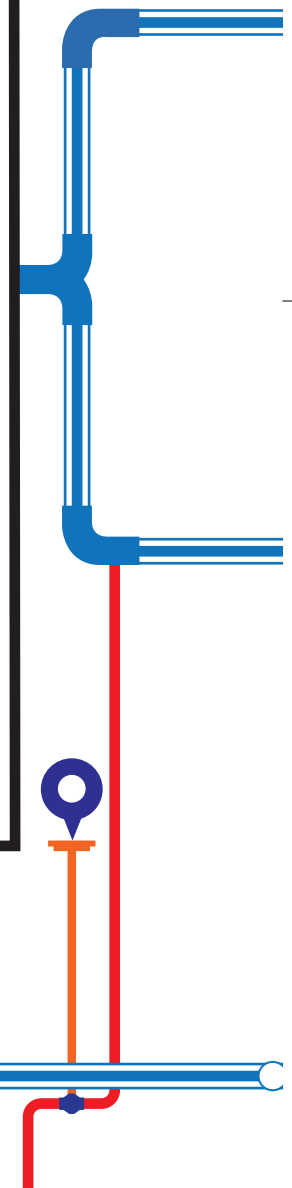
- すべての記録はデジタル化され、公式ウェブサイトから入手可能である（www.ipindia.nic.in）。特許局が受領したすべての書類は、その書類に対して処理を始める前にスキャン、デジタル化され、公式ウェブサイト上で一般市民にも閲覧可能となる。特許申請のすべての処理は、電子的に行われ、処理に関する情報はリアルタイムでウェブサイト上で閲覧可能となっており、価値のある情報を申請者へ提供している。

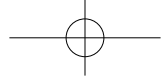
申請者との即時の電子コミュニケーション：

- 書類を提出後、申請者が特許局において登録した電子メールアドレスと連絡先番号に、即時に電子メールが送られる。そのようなメッセージは QR コード化されており、メッセージの信頼性を保っている。

動的な情報：

- ウェブサイトでは動的なユーティリティが利用でき、ある特定の月の審査報告書、申請書の破棄、失効や停止した特許についてなど、便利なリアルタイム情報を提供している。
- 法律によって公表することが禁じられていないあらゆる件に関するすべての記録は、ウェブサイト上で公開されている。すべての書類は、申請のコンピューター処理が可能となるように、特許局で受領し次第、デジタル化され、公式ウェブサイトでリアルタイムに公に閲覧可能になる。
- 特許局は、特許申請を処理するための強力な専門的な集団を有している。現在特許局には、192 人の審査官と 89 人の監督官がいる。そのうち、42 人は博士号を取得しており、75 人は様々な科学分野での大学院学位、25 人は工学分野での大学院学位、139 人は工学または技術分野での学位を取得している。
- 特許に関しては、ウェブサイトで完全なストックとフローの情報が入手可能である。





意匠

- > 地理的表示登録局 (The Geographical Indications Registry) は、地理的表示法 (GI Act) の運用のためにチェンナイに設置された法定機関であり、商品に関する地理的表示の登録・保護を目的とする。
- > 地理的表示の登録の申請については、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)」に従い、外国企業も、商品のインドにおける地理的表示を申請することができる。



地理的表示

- > 地理的表示登録局 (The Geographical Indications Registry) は、地理的表示法 (GI Act) の運用のためにチェンナイに設置された法定機関であり、商品に関する地理的表示の登録・保護を目的とする。
- > 地理的表示の登録の申請については、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)」に従い、外国企業も、商品のインドにおける地理的表示を申請することができる。
- > 運営をする際に統一性と一貫性が保たれるよう、特許実務及び手続の手引 (Manual of Practice and Procedure) が発行された。



商標

- 商標は、取引を行う上である人の商品やサービスを別の人々のものと区別するために使用されたり、使うことが目的とされている。商標登録は義務ではないが、商標の登録は、権利の明らかな印となり、登録を行った所有者にその商標を使い、商標が侵害された場合には法的措置を取る占有権が与えられる。
- 商標が登録されておらず、その商標を使用する権利を有していない者が使用した場合、商標の持ち主は慣習法上の詐称通用の訴えをすることができる。
- 最初の登録は 10 年間有効であり、無期限で更新することができる。
- インドはまた、マドリッド議定書 (Madrid Protocol) にも加盟している。これにより、申請者がこの協定に加盟している外国において、簡単な書式と 1 通貨での支払いで提出することができる。また、外国人申請者は、書式にインドを対象国と示して提出することができる。これはまた、商標申請の期限を定めた処理を可能にする。

マドリッド議定書 (Madrid Protocol) :

- インドの当該庁では、マドリッド協定の下で商標保護のための申請を受け付けており、この当該庁が提供するゲートウェイを通じてオンラインですべての書類のやり取りを行う。同様に、マドリッド協定の下での国際申請または登録に関する国際事務局へのすべての書類のやり取りは、インド当該庁により電子的な手段のみを通して行われる。

商標登録の自動的および透明な機能 :

- TMR のすべての機能は、商標システム (Trade Mark System, TMS) を通じて行われる。商標申請または登録商標に関するすべての重要な情報のデータは既にシステムに入力され、商標申請または登録商標に関するすべての入手可能な書類記録はデジタル化され、システム上で関連申請または登録済み商標との関連付けがされている。

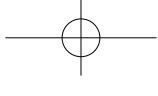
その他の情報 :

特許局 (Intellectual Property Office, IPO) のウェブサイトには、商標申請の E-Filing 用の別のゲートウェイがあり、同一または類似の商標を調査するための無料で利用できるオンライン公開調査機能がある。

商標に関する機関誌「Trade Mark E-Journal」E-Journal は毎週月曜日に発行され、受領された商標登録申請やその他の情報について詳細を提供している。

すべての商標申請または登録商標の詳細、商標／登録商標の状況、公示、重要な法令のコピー、回覧、その他の有益な情報は、特許意匠商標庁 (Office of the Controller General of Patents, Designs and Trade Marks) のウェブサイトですべて入手可能である。完全なストックとフロー情報についても、同じウェブサイト上から入手できる。

一般市民は、商標申請の審査の詳細、不服申し立て、商標に関する出版物、商標登録、放棄や拒否といった理由による申請の破棄についての詳細をリアルタイムで見ることができる。



インドでの知的財産権の種類

この知的財産権の定義と意味：

→新規性があり、自明のものでなく、産業用であるという条件に合致した新しい商品または過程である発明には、特許が付与される。進歩性は、既存の知識と比較した場合の技術の進歩であり、それが、ある特定の技術に優れている人にとっては自明ではないという発明の特徴である。産業用とは、その発明が産業界で作ることができる、または使われることができるという意味である。

この知的財産権を管理する省庁：

商工省産業政策促進局

関連する知的財産法：

特許法 1970 年 (Patents Act, 1970) (2005 年改正)

知的財産の名称：意匠 (Design)

この知的財産権の定義と意味：

→意匠とは、ある品目に与えられた形、構造、模様、装飾、色または線の構成またはこれらの組み合わせであり、その完成した品目において、どのような工業過程または手段による 2 次元形態または 3 次元形態、または両方であっても、視覚に訴える、または目で見て判断できるものを意味する。

この知的財産権を管理する省庁：

商工省産業政策促進局

関連する知的財産法：

意匠法 2000 年 (Designs Act, 2000)

この知的財産権の名称：商標 (Trademarks)

この知的財産権の定義と意味：

→商標とは、装置、ブランド、表題、ラベルチケット名、パッケージ、記号、言葉、文字、数字、絵、写真、標章、色または色の組み合わせ、品目の形、署名、またはそれらの組み合わせのことである。
→商標は、図形で示される印を意味し、一つの会社の品物やサービスを別の会社から区別することができる印が商標として登録される。

この知的財産権を管理する省庁：

→商工省産業政策促進局

関連する知的財産法：

→商標法 1999 年 (2010 年改正)

知的財産権の名称の名称：地理的表示

この知的財産権の定義および意味：

→地理的表示とは、ある国の特定の領土、地域、地区において生産された農業生産物、自然生産物、製造物の品質、評判またはその他の特徴が地理的起源に帰する場合、またこれらの場所における特定の活動により生産された場合、それらの農業生産物、自然生産物、生産物を特定するために用いられる。

この知的財産権を管理する省庁：

→商工省産業政策促進局

関連する知的財産法：

→品目の地理的表示（登録および保護）法 1999 年

知的財産権の名称：著作権

この知的財産権の定義および意味：の定義と意味

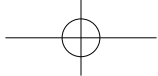
→著作権とは文学、演劇、音楽、芸術作品の製作者および映画、音声の演出家に、法律によって与えられた権利である。複製や再現の権利、一般大衆への開示や上演、作品の脚色および翻訳などの、様々な権利の集合を指す。

この知的財産権を管理する省庁：IPR を管理する省庁：

→人的資源開発省

関連する知的財産法：IP 法：

→著作権法 1957 年 (改正)



インドでの知的財産権の種類

知的財産権の名前：植物品種保護

この知的財産権の定義および意味：IPR の定義と意味

→植物の品種、農民および植物育種家の権利に対して付与された保護で、植物の新しい品種開発を奨励するものである。

この知的財産権を管理する省庁：IPR を管理する省庁：

→農業省農業協同局

関連する知的財産法：IP 法：

→植物品種・農民権利保護（PPV&FR）法 2001 年

→知的財産権の名前：の名称：半導体集積回路配置設計

この知的財産権の定義および意味：の定義と意味：

→半導体集積回路配置設計法 2000 年 は、半導体集積回路配置設計とそれらに関連する事柄または付随する事柄の知的所有権（IPR）の保護を与えることを目的としている。

この知的財産権を管理する省庁：IPR を管理する省庁：

→通信情報技術省電子情報技術局

関連する知的財産法：IP 法：

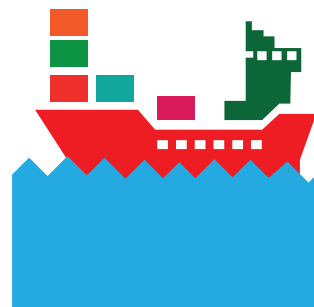
→半導体集積回路配置設計法 2000 年

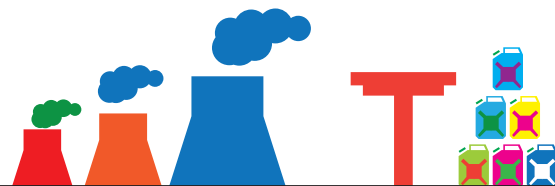
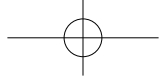
国際協定

インドは世界貿易機関 (World Trade Organization, WTO) の加盟国であり、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property) を遵守している。インドは、世界の知的財産権の保護を促進する責任を負う機関である世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization) の加盟国でもある。

インドはまた、知的財産権に関する以下の重要な世界知的所有権機関 (WIPO) の管理する国際条約および協定の加盟国でもある。

- Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit of Micro-organisms for the Purposes of Patent Procedure
- Paris Convention for the Protection of Industrial Property.
- 知的所有権機関の設立に関する条約
- 文学的及び美術的著作物
- Patent Cooperation Treaty
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- 集積回路に係る知的所有権に関する条約
- オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約
- 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約





提供される便宜

特許局から申請者およびステークホルダーに対して提供される機能：

優先権を主張する外国の申請者による申請の提出：

→パリ条約と特許協力条約（PCT）の加盟国であるインドは、これらの PCT は、申請条約の規定に従い、これらの条約への申請、また国内段階の特許申請を行うための申請窓口を設けている。に対するすべての提出便宜を義務付けている。

国内段階の申請を行うための簡素化された手順：

→インドにおける国内段階の申請手順（特許協力条約の国際申請に対応）は簡単で、たった 1 書式を記入するだけである。その他の申請書の内容は、特許局が世界知的所有権機関の国際事務局のサーバーから特許局が直接入手する。

提出便宜：オンライン申請 (E-filing)

→特許局への特許申請または他の書類の申請に関しては、総合的な提出オンライン申請サービスを公式ウェブサイトから使うことができる。電子支払い機能もあるため、直接特許局に向く必要はない。

オンライン申請の優遇措置：

→インド特許局は、オンラインで提出を行った特許に関連するすべての書式や書類に対し、手数料の 10% を割引いている。これは、特許の申請、付与、付与後の手続きの段階に至るまで、どの段階の申請の処理にも適用される。

小企業向けの譲許的措置：

→零細・中小企業の区分に属する申請者は、その他の企業等の法人が支払う手数料の 50% のみの支払いが求められる。この措置は、零細・中小企業の知識財産保護の促進を目的としている。外国の申請者もこの便宜を利用することができる。

意匠部から申請者とステークホルダーに提供される便宜：

→審査の統一性と一貫性を確実にするため、意匠登録申請の処理の手引書「意匠の慣行と手順のための手引書 (Manual of Designs Practice and Procedure)」がある。この手引書は公式ウェブサイトで見ることができる。

→ 意匠申請は、本国での申請書（優先権書類）を持つ外国の申請者も行うことができその場合、外国での申請に優先する。

→ 意匠登録は、すべての必要事項に適合していれば、申請から 6 ヶ月以内に付与される。

→ 公式ウェブサイトでは、意匠データベースの検索機能が利用できる。毎週金曜日には、公式ウェブサイト「意匠 e-ジャーナル (Design e-journal)」が発刊される。

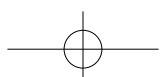
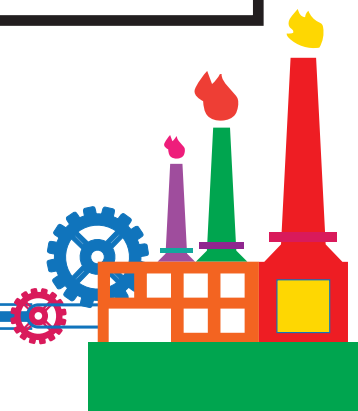
商標登録所から申請者またはステークホルダーに提供される便宜：

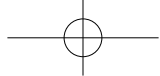
→商標登録所の公式ウェブサイトにおいて、商標に関するすべての書式のオンライン申請のための総合的な提出オンライン申請サービスが利用可能である。

→世界中の起業家がインドで商標を登録できる。

→E- 提出オンライン申請の前提条件、よく聞かれる質問、利用手順はウェブサイト上に掲載されている。

→マドリッド議定書にもとづき、登録申請を通して国際申請のオンライン申請という便宜を利用することができる。一つの出願書類で国際登録のオンライン申請ができる。





सत्यमेव जयते

インド政府

商工省 産業政策推進庁 投資促進室

Department of Industrial Policy & Promotion

Ministry of Commerce & Industry

Investor Facilitation Cell

Tel: +91-11-23487411

お問い合わせ

インド大使館

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11

電話：03-3262-2391 to 97

FAX：03-3234-4866

Email：fspic@indembassy-tokyo.gov.in

インド総領事館

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1 丁目 9-26 船場 I.S. ビル 10 階

電話：06-6261-7299

FAX：06-6261-7201

Email：cgindia@gol.com



MAKEININDIA.COM

